



独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院の移転に関する  
独立行政法人地域医療機能推進機構と静岡市との基本協定書

静岡市（以下「甲」という。）と独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「乙」という。）とは、独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院（以下「桜ヶ丘病院」という。）の移転に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携協力し、桜ヶ丘病院の移転に関して必要となる基本的事項を定めることを目的とする。

なお、詳細な内容が必要な事項については、覚書、契約書等を別に定める。

（桜ヶ丘病院の移転地）

第2条 乙は、甲が所有する清水駅東口公園（静岡市清水区袖師町2001番、2002番）の一部（以下「移転地」という。）に桜ヶ丘病院を移転する。

（新病院の病床規模等）

第3条 乙は、移転する桜ヶ丘病院（以下「新病院」という。）を概ね150床程度の規模で建設する。

2 甲は、乙に対し、移転地における津波等の被害の想定に関する情報を提供し、乙は、当該情報を踏まえ、新病院の建設に当たり、津波等の影響を想定した構造とする。

（移転地の取得）

第4条 移転地の面積は4,900㎡とし、甲より乙が取得する。

2 乙による移転地の取得は、乙が所有する大内新田の土地（静岡市清水区大内新田字境ノ坪30番3、32番2、55番2、字華立39番2、清水区押切字堺ノ坪930番62、清水区能島字小長崎479番10、字善心484番11）との等価交換によるものとする。

3 乙が等価交換により移転地全てを取得できない場合は、乙が所有する現桜ヶ丘病院の土地（静岡市清水区桜が丘町34番1、36番1、36番2、37番、38番、39番1、39番2、44番2、44番6、44番7、44番8、45番、46番2、53番1）との等価交換や無償貸与を含め残地の取得方法を協議する。

（移転地に係る所有権移転の時期）

第5条 甲及び乙は、令和3年度中に移転地に係る所有権移転の手続きを完了させる。

（新病院の着工、開院）

第6条 乙は、令和3年度中に新病院の建設工事に着工し、令和5年度中に開院させる。

（桜ヶ丘病院の診療機能）

第7条 乙は、行政や地域の関係者等と連携して地域のニーズを踏まえ、病院の人的体制・物的設備を含め総合的に判断した上で、桜ヶ丘病院の診療機能を決定する。

（医師確保）

第8条 甲は、乙と連携し、責任をもって現桜ヶ丘病院及び新病院において、1か月当たり20日間程度の内科救急輪番を担うために必要な内科常勤医師5名（病院で確保されている医師を含む）以上が常に配置されるよう、現桜ヶ丘病院及び新病院の医師確保を中長期的に支援する。

2 乙は、内科常勤医師5名が配置されている間は、第7条の規定にかかわらず、現桜ヶ丘病院及び新病院に1か月当たり20日間程度の内科救急輪番を担わせる。

（地域医療のあり方の検討）

第9条 甲は、静岡県や地域の関係者等と協議し、救急医療だけでなく地域医療全般に関して、中長期的な清水地区の医療のあり方を検討することとし、検討には桜ヶ丘病院も参画する。

（窓口）

第10条 本協定により生じる様々な協議等を円滑に進めるために、甲乙各々に窓口を置くものとする。

2 窓口は、甲について保健福祉長寿局保健衛生医療課、乙について本部運営支援部施設課とする。

（協議事項）

第11条 甲及び乙は、本協定を信義誠実の原則に基づいて履行し、本協定に定めのない事項又は疑義事項が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、協定書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和2年12月21日

甲 静岡県静岡市葵区迫手町5番1号  
静岡市

静岡市長

田辺信宏

乙 東京都港区高輪三丁目22番12号  
独立行政法人地域医療機能推進機構

理事長

尾身 敏